

2019年3月13日
全国港湾 18発第79号
港運同盟発19-第15号

厚生労働省 職業安定局
局長 土屋喜久殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信

港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。周知の通り、私も港湾労働組合は港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾労働法の全港・全職種適用拡大について

我々、港運労使は18春闘協定に於いて、港湾労働法の全港・全職種適用について合意した。よって、次の対応を図ること。

- (1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を行うこと。
- (2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以て適用対象を全港・全職種とすべく、早急に港運労使との三者協議を開催すること。

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

- (1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域における倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。
- (2) 「特定港湾倉庫指定のあり方に関する三者懇談会（仮称）」を設置すること。
- (3) 港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とする。尚、労使行政（貴省）との三者による雇用秩序パトロールを継続的に行うこと。

3. 港湾通過貨物対策について

港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域であることについて認めること。

4. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置について国交省と連携し講じること。具体的には、コンテナターミナルゲート作業は検数検定・関連労働者の職域として措置すること。

5. 港湾産別協定である「日雇い不使用協定」について

現在、港運労使で取り組みを進めている労使委員会に貴省も参加すること。

6. 港湾労働の石綿被災対策について

- (1) 港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。
- (2) 所謂四者協議を直ちに再会すること。
- (3) 港湾施設に於ける石綿対策調査実施と曝露防止策を国策として講じること。

7. 異常気象による災害発生時に於ける救済策について

近年の異常気象に起因する港湾労働に係る災害について、「異常気象による港湾労働における救済制度（仮称）」を国交省と連携のうえ確立すること。四者に於ける準備委員会を設置すること。

8. ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

ILO 第 137 号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）並びに、第 152 号条約（港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約）を批准すること。

また、これら条約を補足する各勧告（第 145・160 号）についても同様の措置を講じること。

以 上